

# 第**75**期

# 定時株主総会招集ご通知

開催 日時 2022年12月22日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

開催 場所 横浜市西区北幸一丁目3番23号 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階「日輪」

議決権行使期限

2022年12月21日 (水曜日) 午後5時30分まで

### 横浜冷凍株式会社

証券コード:2874

#### ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り事前の議決権行使にご協力いただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

#### 目次

第75期定時株主総会招集ご通知							
	書類 ······ ] 剰余金処分の件	5					
■連結計算書類 ■計算書類		35 39					

証券コード 2874 2022年12月5日

株主各位

本 店 横浜市鶴見区大黒町5番35号 本社事務所 横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号 みなとみらいグランドセントラルタワー7階

横浜冷凍株式会社代表取締役社長松原弘幸

## 第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月21日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただくことをお願い申し上げます。

敬 具

記

- **1. 日 時** 2022年12月22日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 横浜市西区北幸一丁目3番23号 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階「日輪 l
- 3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第75期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第75期 (2021年10月1日から2022年9月30日まで) 計算書類報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

以上

#### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する当社の対応について

総会当日は、以下の対応を予定しておりますので、ご案内申し上げます。株主の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

項目	対応・お願い事項
総会の運営	・株主総会当日までの流行の状況や政府等の発表内容等により、開催日時や開催場所の変更を決定した場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.yokorei.co.jp/) にてお知らせいたします。
総会の議事	・感染症拡大防止の観点から、ご報告内容を簡略化する等、円滑な議事進行に努めてまいります。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
受付	・ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参・着用、会場入口でのアルコール消毒 及び検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。また、発熱があると認められ る株主様、体調不良と見受けられる株主様は入場をお断りさせていただく場合がござい ます。
株主様控室	・感染症拡大防止の観点から、飲料を含め、ご用意はございません。
会場	・株主席の間隔を広げて配置するため、ご用意できる席数に限りがございます。このため 当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほ どよろしくお願い申し上げます。
	・会場内ではマスクをご着用いただき、着席後の席の移動はお控えください。
登壇者・運営スタッフ	・株主総会の登壇者及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用でご 対応いたします。

#### 事前質問受付のご案内

本株主総会におきましては、メールにて事前質問の受付をさせていただきます。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様の関心の高い事項につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

#### メールによる質問方法

下記メールアドレスに、必要事項と質問事項を入力したメールをお送りください。

【メールアドレス】soukai@yokorei.co.jp

【必要事項】①株主番号(ご不明の場合は省略可です) ②お名前 ③ご住所 ④ご質問(200文字以内で、要点を簡潔に、お願いいたします。)

※2022年12月15日 (木曜日) 午後5時まで

### 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

#### インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。 インターネットによる議決権行使の方法は、次ページをご参照ください。

行使期限

2022年12月21日 (水曜日) 午後5時30分まで

#### 書面(郵送)による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2022年12月21日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで

#### 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時

2022年12月22日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.yokorei.co.jp/)に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び現行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.yokorei.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合QRコードを読み取る方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



#### 上記方法での議決権行使は 1 回のみ。

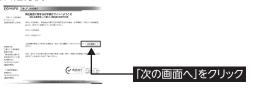
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

#### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

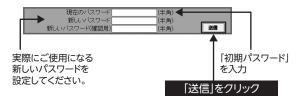
**1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



**2** お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された 「ログインIDI及び「仮パスワード」を入力



**3** 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権の行使に関する スマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、 右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

<u>රත්</u> 0120-173-027

(通話料無料、受付時間:午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

#### 議案及び参考事項

#### 議 案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視し、安定的な配当を継続して行うことを基本 方針としております。第75期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期 の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類金銭
  - (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金11円50銭 配当総額679.911.602円
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年12月23日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1)減少する剰余金の項目とその額繰越利益剰余金 1,400,000,000円
  - (2) 増加する剰余金の項目とその額 別途積立金 1,400,000,000円

以上

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年10月1日~2022年9月30日)におけるわが国の経済は、新型 コロナウイルス感染症の「第7波」とされる急激な感染再拡大が見られたものの、社会経済 活動を維持する対策により、景気に持ち直しの動きが見受けられました。

しかしながら、ウクライナ情勢等による原材料及び燃料価格の上昇や、米国での政策金利 引き上げによる日米の金利差拡大に伴う急激な為替変動などの影響により、消費者物価の上 昇が懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループが関わる食品関連業界においては、エネルギー価格や物流コストの高騰、相 次ぐ値上げによる消費者の節約志向が高まるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは2023年を最終年度とする中期経営計画(第Ⅰ期) 「創る力」を策定し、冷蔵倉庫事業は「事業モデルの創造」、食品販売事業は「新たな食の価 値の創出 を方針とし、最終年度(2023年9月期)に向けた事業目標及びサステナビリテ ィ目標達成に向け、各重点施策に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の連結経営成績は、売上高115.257百万円 (前期比4.0%增)、営業利益4.252百万円(前期比65.9%增)、経常利益4.999百万円(前 期比81.0%増)となりました。しかしながら親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に おいてノルウェー養殖事業再編に伴う特別利益2.646百万円の影響があったため、3.317百 万円(前期比8.0%減)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を当連 結会計年度の期首から適用しております。このため、前期比較は基準の異なる算定方法に基 づく数値と比較しております。

セグメントごとの業績は次のとおりです。





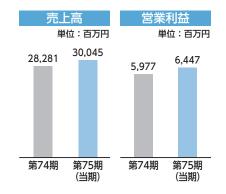
#### ◆冷蔵倉庫事業◆

当連結会計年度、冷蔵倉庫事業は増収増益となりました。

新型コロナウイルスの影響は続いておりますが、荷動きは回復し、入庫量、出庫量、在庫数量ともに前期を上回りました。

中でも、中期経営計画の重点施策である環境配慮型 経営を支援する「複合型マルチ物流サービス」におい て、引き続き、冷凍食品の取扱量が増加しました。

その他、海上コンテナ不足に起因する貨物の入庫遅れが解消され、港湾地区の荷動きも活発となり、前期落ち込んだ取扱量が回復し利益に大きく貢献しました。



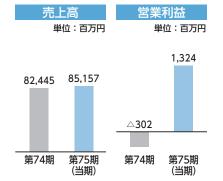
タイの連結子会社THAI YOKOREI CO.,LTD.においても、入庫量、出庫量ともに前期を上回り、主要品目である畜産品等が増加し、増収増益となりました。

以上の結果、冷蔵倉庫事業の業績は、売上高は30,045百万円(前期比6.2%増)、営業 利益は6,447百万円(前期比7.9%増)となりました。

#### ◆食品販売事業◆

当連結会計年度、食品販売事業は増収増益となりました。

水産品は、中期経営計画の施策である産地事業所や海外パートナーとの連携が進み、特にHofsethグループとのノルウェーサーモンの取引を強化したことにより、国内量販店、外食等への販売が拡大し、また魚卵、ペルーイカ等の事業品の国内外への販売が大きく利益に貢献しました。一方、ウクライナ情勢によるカニの相場の下落、中国のロックダウンによるデマレー



ジ費用の増加は利益を押し下げましたが、水産品全体では増収増益となりました。

畜産品は、中期経営計画の施策である量から質への変革を進め、チキンが外食向け、中食向け、量販店、ペットフード用等へ販売を伸ばしました。ポークはコロナ禍によるまん延防止等重点措置の影響により外食向けの取扱いが減少し、畜産品全体では減収増益となりました。

農産品は、主力のイモ類は前年並みに推移しましたが、キャベツの取扱が増加し利益 に貢献し、増収増益となりました。

以上の結果、食品販売事業の業績は、売上高85,157百万円(前期比3.3%増)、営業利益1,324百万円(前期は302百万円の営業損失)となりました。

#### ②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は7,068百万円であり、実施した設備投資の主なものは次のとおりであります。

- ・千葉リサーチパーク物流センター(仮称)の新設、工事中 冷蔵設備保管収容能力約30,400トン、2023年2月完成稼働予定
- ・恵庭スマート物流センター(仮称)の新設、工事中 冷蔵設備保管収容能力約30,500トン、2024年1月完成稼働予定
- ・夢洲第二物流センター(仮称)の新設、工事中 冷蔵設備保管収容能力約15,200トン、2024年1月完成稼働予定



単位:百万円

#### ③資金調達の状況

設備投資等のための資金調達を行いました結果、当連結会計年度末における長期借入金残 高は、34.091百万円となりました。

#### (2) 財産及び損益の状況の推移

第72期

第73期

第74期

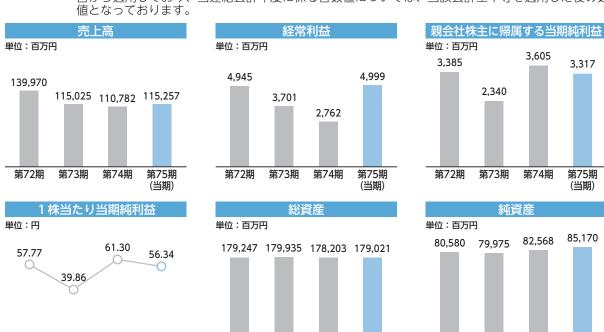
第75期

(当期)

①企業集団の財産及び損益の状況

ا	区	分	第 72 期 (2019年9月期)	第 73 期 (2020年9月期)	第 74 期 (2021年9月期)	第 75 期 (当期) (2022年9月期)
売	上	高(百万円)	139,970	115,025	110,782	115,257
経	常利	益(百万円)	4,945	3,701	2,762	4,999
親会社村	株主に帰属する当期	純利益(百万円)	3,385	2,340	3,605	3,317
1 株	当たり当其	月純利益(円)	57.77	39.86	61.30	56.34
総	資	産(百万円)	179,247	179,935	178,203	179,021
_純	資	産(百万円)	80,580	79,975	82,568	85,170

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(期中平均自己株式数控除後)により算出しております。
  - 2. 1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株式数を控除しております。
  - 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期 首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数 値となっております。



第74期

第75期

(当期)

第72期

第73期

第74期

第75期

(当期)

第73期

第72期

#### ②当社の財産及び損益の状況

	区	分	第 72 期 (2019年9月期)	第 73 期 (2020年9月期)	第 74 期 (2021年9月期)	第 75 期 (当期) (2022年9月期)
売	上	高(百万円)	105,489	103,626	102,595	113,196
経	常利	益(百万円)	3,899	4,153	4,096	4,756
当	期純利	益(百万円)	2,747	5,784	2,414	3,229
1 株	当たり当期	純利益(円)	46.87	98.50	41.06	54.85
総	資	産(百万円)	139,804	170,799	173,908	174,455
純	資	産(百万円)	73,539	80,033	80,396	82,485

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(期中平均自己株式数控除後)により算出しております。
  - 2. 1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株式数を控除しております。
  - 3.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況 該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千バーツ	%	
THAI YOKOREI CO.,LTD.	837,500	66.2	冷蔵倉庫事業
	千バーツ	%	
BEST COLD CHAIN CO.,LTD.	30,000	35.0	運送事業

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、円安基調、エネルギー価格高騰による電力費の増加、ウクライナ情勢の長期化等、依然として不透明な状況にあります。 世界各国では、大規模自然災害、環境問題が年々深刻化しており、カーボンニュートラル

他界各国では、大規模自然災害、環境問題が年々深刻化しており、カーボンニュートラルを目指す動きが加速し、国内では人口の減少、食料自給率の低迷等が大きな課題となっております。

このような状況の中、当社グループは、2020年より2030年に向けた長期方向性「ヨコレイ事業ビジョン2030」及び「ヨコレイサステナビリティビジョン2030」を掲げました。また、実現に向けた第一ステージとして2023年を最終年度とする中期経営計画(第 I期)「創る力」を定め、冷蔵倉庫事業では、冷蔵ネットワークの拡充を図り、省人化・省力化の推進のため、DXやITロボティックスへの投資を行い、食品販売事業では、事業所間連携の強化、量から質への変革を進めています。

サステナビリティに関しては、TCFDの提言へ賛同を表明するとともに、TCFDコンソーシアムに加盟し、また、北海道地区の冷蔵倉庫を全て100%再生可能エネルギー電力に切替えを行いました。ESGに関する開示も進め、「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に選定されました。

TIMOEX」が構成動物に選定されました。 これからも当社グループは食の安定供給により、持続可能な社会に貢献します。

#### ヨコレイ 事業ビジョン 2030 -ありたい姿-

企業理念:会社は社会の公器であり、利益は奉仕の尺度である

冷蔵倉庫事業 2030ビジョン

食品販売事業 2030ビジョン

#### 伝統と革新を融合したスマートコールドサービスを お約束します

#### 3つの指針(冷蔵倉庫事業)

- ・環境配慮No.1を強みとした低温物流事業の更なる強化
- ・多機能物流センターで高効率とダイバーシティをけん引
- ・ステークホルダーに選ばれ続けるヨコレイ品質で世界へ

お客様とともに食の独自価値を実現し、 生産者に寄り添い守り、世界の食卓を豊かにします

#### 3つの指針(食品販売事業)

- ・過去から脱却し時代の変化に対応し、お客様とともに独自 価値を実現
- ・あらゆる資源を活用し、グローバル展開を加速
- ・持続可能な食と地域づくりの実践を強みにした事業展開

#### ヨコレイ サステナビリティビジョン 2030

明るい食の未来へ~ヨコレイは食の安定供給により、持続可能な社会に貢献します~

#### マテリアリティ

地球環境との共生

働きがいのある 職場づくり より高い品質・ サービスの提供 地域社会とともに発展

経営基盤の強化・ 健全性の確保

#### 中期経営計画(第Ⅰ期)の全体像-全体方針及び事業別方針-

中期経営計画 全体方針

創る力

#### 冷蔵倉庫事業

#### 食品販売事業

#### 〈事業別方針〉

経営環境の変化を先取りした事業モデルを**創造**、お客様へ新たな価値を提供する

#### 〈事業別方針〉

過去からの脱却、強みと絆を活かし、時代のニーズに適応した 食の価値を**創出**する

#### 経営基盤

グローバル化を支える人材を**創り**、企業価値向上に資する改革を絶え間なく推進

中期経営計画重点施策

- 冷蔵倉庫事業
  - (1)環境配慮型物流センター
  - (2) ヨコレイ品質の推進と深化
  - (3) 国内事業の新たな展開
  - (4) 海外事業の拡充
- 食品販売事業
  - (1) 収益性向上のための構造改革
- (2) 事業品の販売拡大
- (3) 独自商品の開発
- (4) 海外における販路拡大

- ・[継続]物流センター新設を軸とした戦略投資
- ・[加速]再生可能エネルギーの活用
- ・「推進」 自然冷媒への切り替え
- ・IT、ロボティクスへの投資
- ・人的資源を高度な分野に集中
- ・複合型マルチ物流サービスの拡大
- ・拠点新設による物流ネットワークの拡充
- ・タイを拠点にした国際物流への取り組み強化
- ・在庫コントロールを始めとした管理体制の見直し
  - ・事業所間連携の強化と充実
- ・食資源の調達力を活かした販売拡大
- 自社凍結加工品の国内、海外販売
- ・中食、量販向け、ギフト商品開発等
- ・国内事業とタイ子会社が連携し、ASEAN地域強化

以上の方針により、次期の業績見通しは、売上高124,000百万円、営業利益5,000百万円、経 常利益5,200百万円、親会社株主に帰属する当期純利益3,400百万円を見込んでおります。

#### (5) 主要な事業内容(2022年9月30日現在)

冷蔵倉庫事業 水産品・畜産品・農産品などの冷蔵・冷凍保管、凍結

食品販売事業 水産品・畜産品・農産品などの加工・販売

通関事業 通関業務

#### (6) 主要な事業所(2022年9月30日現在)

①当社の主要な事業所

本店 横浜市鶴見区大黒町5番35号(登記上の本店)

本社 横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号

みなとみらいグランドセントラルタワー7階

			冷蔵倉庫事業	食品販売事業	通関事業
北	海	道	6ヶ所	2ヶ所	_
青	森	県	1ヶ所	1ヶ所	_
宮	城	県	3ヶ所	2ヶ所	_
 茨	城	県	1ヶ所	1ヶ所	_
	玉	県	4ヶ所	_	_
千	葉	県	_	1ヶ所	_
東	京	都	3ヶ所	8ヶ所	1ヶ所
神	奈 川	県	5ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
静	岡	県	2ヶ所	1ヶ所	_
 愛	知	県	4ヶ所	2ヶ所	_
大	阪	府	4ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
	庫	県	1ヶ所	_	1ヶ所
———— 福	岡	県	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
佐	賀	県	3ヶ所	1ヶ所	_
長	崎	県	3ヶ所	2ヶ所	_
宮	崎	県	2ヶ所		
鹿	児 島	県	5ヶ所	1ヶ所	_
合		計	49ヶ所	27ヶ所	5ヶ所

#### ②主要な子会社の事業所

会	社	名	所	在	地
THAI YOKORE	EI CO.,LTD.		本社:タイ王国		
BEST COLD C	CHAIN CO.,LTD.		本社:タイ王国		

#### (7) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

①企業集団の従業員の状況

事	業	区	分	従 業 員 数(	人)	前連結会計年度末比増減(人)
冷;	蔵倉	庫事	業	1,234	(41)	△58 (△1)
食 :	品販	売 事	業	272	(15)	+13 (△1)
通	関	事	業	30	(1)	_
	社 (	共 通	)	103	(5)	+2 (0)
	合	計		1,639	(62)	△13 (△1)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - 2. 全社 (共通) として記載されている従業員は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。
  - 3. 当連結会計年度より「冷蔵倉庫事業」から「通関事業」を独立した事業区分としているため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

#### ②当社の従業員の状況

従業員数(人)	前事業年度末比増減(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,326 (62)	△8 (△1)	36.4	12.0

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会社植	<b></b> 镇浜銀行			19,6	612百万円
農林中央金	遠庫			11,7	766百万円
株式会社三	E井住友銀行			8,7	771百万円
株式会社三	E菱UFJ銀行			3,9	950百万円
株式会社み	メずほ銀行			1,5	553百万円
Bangkok	Bank Public Co., L	td.		1,	193百万円

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 2. 株式の状況 (2022年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数

160,000,000株

(2) 発行済株式の総数

59,122,748株

(自己株式143,936株を除く)

(3) 株主数

15,682名

(4) 大株主 (上位10名)

# **所有者別株式分布状況**★融機関 外国法人等

金融機関 16,493千株 27.83%

27.83% ■ 金融商品取引業 1,187千株 2.00% ■ その他の国内法人

10,930千株

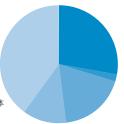
18.44%

■ 個人・その他 23,491千株 **39.64%** ■ 自己名義 143千株

7.020千株

11.85%

0.24% 政府·地方公共団体 0千株 0.00%



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,092	10.30
株 式 会 社 松 岡	2,569	4.34
第一生命保険株式会社	2,205	3.73
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,176	3.68
農林中央金庫	1,473	2.49
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,468	2.48
株 式 会 社 八 丁 幸	1,411	2.38
横 浜 冷 凍 従 業 員 持 株 会	1,249	2.11
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,194	2.01
株式会社サカタのタネ	1,022	1.72

- (注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。
  - 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
  - 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

#### ①譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2019年12月20日開催の第72期定時株主総会の決議に基づき、取締役(社外取締役を除く。)を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、当社は、2021年12月22日開催の取締役会における自己株式処分の決議に基づき、取締役8名(社外取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬として、2022年1月21日付で自己株式67,600株を割り当てております。

#### ②役員報酬BIP信託

当社は、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会の決議に基づき、取締役(社外取締役を除く。)を対象に、株式報酬制度として役員報酬 BIP信託を導入しております。2022年9月30日現在において、日本マスタートラスト信託銀行(役員報酬 BIP信託口)が所有する当社株式は222,500株です。なお、2019年12月20日開催の第72期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入したことにより、追加拠出は行っておりません。

#### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社執行役員及び従業員並びに子会社役員及び従業員に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

#### (1) **取締役及び監査役の状況** (2022年9月30日現在)

役			名	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代	表取締	役 会	長	吉	Ш	俊	雄	
代	表取締	役 社	長	松	原	弘	幸	
取	締役副	」 社	長	井	上	祐	司	事業部門担当 広報R部・SDGs推進担当 中期経営計画推進委員長
常	務取	締	役	越	智	孝	次	販売事業本部長
取	締		役	吉	Ш	尚	孝	事業総合企画本部長 兼 販売事業副本部長 兼 広域販売グループ統括部 長 兼 広域販売事業部長
取	締		役	花	澤	幹	夫	内部監査室担当
取	締		役	古	瀬	健	児	管理本部長 兼 AEO総括管理室長 兼 中期経営計画推進副委員長
取	締		役	岡	$\blacksquare$		洋	海外戦略室長(ノルウェー駐在)
取	締		役	酒	井	基	次	認定特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ副理事長
取	締		役	堀	合	洋	祐	公認会計士堀合事務所公認会計士
取	締		役	本	$\blacksquare$	光	宏	筑波大学大学院ビジネス科学研究群教授 ローランド ディー. ジー. ㈱社外監査役 ユアサ商事㈱社外監査役
取	締		役	坂	本	順	子	六田・坂本法律事務所弁護士 綿半ホールディングス㈱社外取締役
常	勤監	査	役	井	上	啓	造	
常	勤監	査	役	林		修	Ξ	
監	査		役	棚	橋	栄	蔵	銀座インペリアル法律事務所弁護士
監	査		役	宗	像	久	男	(株)パソナグループ顧問 (株)セーフティネット新規事業開拓顧問

- (注) 1. 酒井基次、堀合洋祐、本田光宏、坂本順子の各氏は、社外取締役であります。
  - 2. 井上啓造、林修三 、棚橋栄蔵、宗像久男の各氏は、社外監査役であります。
  - 3. 当社は、社外取締役 酒井基次、堀合洋祐、本田光宏、坂本順子、社外監査役 井上啓造、棚橋栄蔵、宗像久男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 4. 常勤監査役 林修三氏は、金融機関における豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 5. 2021年12月22日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって、社外取締役 加瀬兼司氏は任期満了により社外取締役を退任いたしました。

#### 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

当社は、取締役及び監査役の知識・経験・能力等のバランスを一覧化したスキル・マトリックスを作成しております。

なお、以下の一覧表は、取締役及び監査役が有する主なスキル分野を示しており、対象者の全 ての知見を表すものではありません。

	7 + 11										
					スキル						
役  職	氏	名	社内/ 社外	   企業   経営	   法務・   内部   統制	   危機   管理	   人事・   人財	財務 会計・ 税務	   冷蔵   倉庫   事業	食品 販売 事業	海外 事業
代表取締役会長	吉川	俊雄	社内	0	0	0	0	0	0	0	0
代表取締役社長	松原	弘幸	社内	0	0	0	0		0		
取締役副社長	井上	祐司	社内	0	0				0	0	
常務取締役	越智	孝次	社内		0		0		0	0	
取締役	吉川	尚孝	社内		0		0		0	0	0
取締役	花澤	幹夫	社内		0		0		0	0	
取締役	古瀬	健児	社内		0					0	
取締役	岡田	洋	社内						0		0
取締役	酒井	基次	社外		0						
取締役	堀合	洋祐	社外					0			
取締役	本田	光宏	社外					0			
取締役	坂本	順子	社外		0						
常勤監査役	井上	啓造	社外	0	0						
常勤監査役	林	修三	社外		0			0			
監査役	棚橋	栄蔵	社外		0						
監査役	宗像	久男	社外			0					

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

#### 1) 全体像

当社役員に対する報酬については、①固定報酬となる「基本報酬」 ②単年度業績を反映できる「業績連動賞与」 ③中長期的業績を反映できる「譲渡制限付株式報酬」により構成する。

役員のうち非業務執行役員である社外取締役及び監査役に関しては、業績連動報酬等の 変動報酬がなじまないことを勘案し、基本報酬のみとする。

全役員とも役員退職慰労金制度は、無とする。

#### 2) 報酬の種類ごとの内容

#### ア. 基本報酬

取締役に関しては、株主総会決議の範囲内で、他社水準及び当社従業員の給与水準を総合的に考慮し決定する。監査役に関しては、株主総会決議の範囲内で、監査役の協議により個別報酬額を決定する。

#### イ. 業績連動賞与

株主総会決議の範囲とし、単年度業績を反映できる業績連動賞与の総額は、毎期の連結経営成績の①「営業利益」②「経常利益」③「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績指標とする。目標を達成した場合の基準額を100とした場合、前年対比及び決算短信で開示した計画数値の達成度を勘案し、0から150の範囲で変動させ決定する。

その結果から他社動向等を勘案し、前後10%を上限とし変動させることを可能としている。ただし、その場合においても0から150の範囲内としている。

なお指標については、本業の状況を示す「営業利益」を最も重要な指標と位置づけ、 その他客観的で恣意的な評価操作が介在する余地がなく透明性のある指標として「経常 利益|「親会社株主に帰属する当期純利益|を採用する。

#### ウ. 譲渡制限付株式報酬

取締役(常勤)

株主総会決議に基づき、取締役と株主のより一層の価値共有を進めることを目的に中 長期的業績を反映できるものとして譲渡制限付株式報酬制度を導入する。

なお本制度による譲渡制限の解除は取締役退任時とし、付与株式の総数の上限は、年 92.000株とする。

(単位:株)

4.000

対象取締役に対する各事業年度付与株式数

3.200

	在任期間							
役位名	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上			
取締役会長取締役社長	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000			
取締役副社長専務取締役	9,600	10,200	10,800	11,400	12,000			
堂 務 取 締 役	6.400	6.800	7 200	7 600	8 000			

3.400

3.600

3.800

#### 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	   報酬の種類 	報酬限度額	株主総会決議日	決議時点の役員の員 数 (支給対象)
	基本報酬	年額300百万円以内 (うち社外取締役分 50百万円以内) *使用人分給与は 含まない	2021年12月22日	12名 (うち社外取締役4名)
取締役	業績連動賞与 *社外取締役は対象外	年額90百万円以内 *使用人分給与は 含まない	2019年12月20日	8名
	譲渡制限付株式報酬 *社外取締役は対象外	年額120百万円以内 年間92,000株以内	2019年12月20日	8名
監査役	基本報酬	年額50百万円以内	2014年12月19日	4名

#### 3) 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定

金銭報酬である「基本報酬」、「業績連動賞与」、非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」の割合は、目標を達成した場合、6:2:2を目安に設定する。

このうち「業績連動賞与」は、毎期の営業利益等の業績達成度合いにより変動するよう 設定しているが、最終的には指名・報酬諮問委員会に諮問し答申された内容を尊重し取締 役会で決定する。

「譲渡制限付株式報酬」については、毎年1回、指名·報酬諮問委員会に諮問し答申された内容を尊重し取締役会で決定する。具体的には、決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値に基づき算定された額を現物出資財産として給付し株式交付を行うこととする。

#### 4) 取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定

「基本報酬」に関しては毎月支給を行うこととする。

「業績連動賞与」、「譲渡制限付株式報酬」については、毎年の定時株主総会終結直後に 開催される取締役会において決定され、「業績連動賞与」に関しては即日、「譲渡制限付株 式報酬」については、当該取締役会決議日の原則翌月中に一括して支給する。 5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任について 当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の部門評価と個人評価を総合的・客観的に行う ことのできる代表取締役社長が適任者であることから、代表取締役社長松原弘幸に金銭報 酬の取締役個人別配分を決定する権限を委任する。なお、過半数が独立社外取締役で構成 される指名・報酬諮問委員会に諮問することで適切な権限行使に係る措置を講じている。

#### ②取締役及び監査役の報酬等の総額

_			支給人数	報酬等の	報酬等の総額		
区		分	(名)	基本報酬	業績連動賞与	株式報酬	(百万円)
取	締	役	13	144	29	55	230
(うちネ	生外 取 紹	帝 役)	(5)	(22)	(-)	(-)	(22)
監	査	役	4	34	_	_	34
(うちネ	生外 監査	<b>全役</b> )	(4)	(34)	(-)	(-)	(34)
合		計	17	179	29	55	265
(うち	社 外 役	) 員)	(9)	(57)	(-)	(-)	(57)

- (注) 1. 業績連動賞与の額の算定上の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由、 算定方法は①2) イ. に記載のとおりです。当事業年度における達成度は134%でした。
  - 2. 上記業績連動賞与は、2022年12月支給予定の見積り額です。
  - 3. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2.(5) その他株式に関する重要な事項に記載のとおりです。
  - 4. 上記のほか、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会における、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、現任取締役4名に対しては総額261,840千円、現任社外監査役1名に対しては総額1,500千円の範囲内で打ち切り支給を行います。なお、支給時期は取締役又は監査の退任時としております。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 酒井基次、堀合洋祐、本田光宏、坂本順子及び社外監査役 井上啓造、林修三、棚橋栄蔵、宗像久男の各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役(非業務執行取締役を含む)・監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たこと、又は他の者に利益を供与したことに起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

#### (5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 酒井基次氏は、認定特定非営利活動法人経営支援NPOクラブの副理事長を 兼務しております。なお、当社は認定特定非営利活動法人経営支援NPOクラブとの間に 特別の関係はありません。

社外取締役 堀合洋祐氏は、公認会計士堀合事務所の公認会計士を兼務しております。 なお、当社は公認会計士堀合事務所との間に特別の関係はありません。

社外取締役 本田光宏氏は筑波大学大学院ビジネス科学研究群の教授、ローランド ディー. ジー. ㈱の社外監査役及びユアサ商事㈱社外監査役を兼務しております。なお、当社は筑波大学大学院、ローランド ディー. ジー. ㈱及びユアサ商事㈱との間に特別の関係はありません。

社外取締役 坂本順子氏は六田・坂本法律事務所の弁護士及び綿半ホールディングス㈱の社外取締役を兼務しております。なお、当社は六田・坂本法律事務所及び綿半ホールディングス㈱との間に特別の関係はありません。

社外監査役 棚橋栄蔵氏は、銀座インペリアル法律事務所の弁護士を兼務しております。 なお、当社は銀座インペリアル法律事務所との間に特別の関係はありません。

社外監査役 宗像久男氏は、(株)パソナグループの顧問及び(株)セーフティネットの新規事業開拓顧問を兼務しております。なお、当社は(株)パソナグループ及び(株)セーフティネットとの間に特別の関係はありません。

# ②当事業年度における主な活動状況 取締役会及び監査役会への出席状況

-1/			(∪)Ш/П			
氏	名	取締行 (13回 出席回数 (回)	開催)	監査( 13回 出席回数 (回)	開催)	主な活動状況
取締役	酒井基次	12	92	_	_	監査部門等での豊富な経験と見識から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役	堀合洋祐	13	100	_	_	公認会計士としての豊富な経験及び企業財務に 関する十分な知見から有用な発言を行っており ます。指名・報酬諮問委員会の委員として、取 締役等の選解任及び報酬に関する事項等につい て公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役	本田光宏	9	90	_		国税庁の要職を歴任し、筑波大学大学院教授としての豊富な経験と見識から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役	坂本順子	10	100	_		教育者としての実績を持ち、弁護士としての幅 広い知見と経験から有用な発言を行っておりま す。指名・報酬諮問委員会の委員として、取締 役等の選解任及び報酬に関する事項等について 公正・透明な監督機能にも貢献しております。
監 査 役	井上啓造	13	100	13	100	企業経営や監査に携わった経験から有用な発言 を行うとともに、監査の方法その他の監査役の 職務執行に関して、意見の表明を行っておりま す。
監査役	林 修三	13	100	13	100	財務及び会計の専門的見地から有用な発言を行 うとともに、監査の方法その他の監査役の職務 執行に関して、意見の表明を行っております。
監 査 役	棚橋栄蔵	13	100	13	100	弁護士としての豊富な経験と見識から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役の職務執行に関して、意見の表明を行っております。
	宗像久男	12	92	12	92	危機管理の専門的見地から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査の職務執行に関して、意見の表明を行っております。

<sup>(</sup>注) 社外取締役 本田光宏氏、坂本順子氏の取締役会への出席状況については、両氏が社外取締役に就任(2021年12月) 以降の状況であります。

#### 5. 会計監査人の状況

#### (1) 名称

#### 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 報酬等の額

区	分	支	払	額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額			77,000 <del>T</del>	一円
・公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報	州等の額		<b>-</b> Ŧ	-円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 計額	の財産上の利益の合		77,000 <del>T</del>	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、当社取締役と会計監査人からその監査計画詳細の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について聴取したうえで検証を行いました。その結果、監査役会は、会計監査人の報酬等の額について必要な監査品質を十分維持しうるための水準であると判断し、同意いたしました。
  - 3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、監査役会は、会計監査人の職務執行状況等(監査品質、独立性、総合的能力)を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、指名・報酬諮問委員会の設置に伴い、2021年11月25日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部を改定いたしました。会社法で求められる体制に加え、金融商品取引法に基づく、「財務報告の適正性を確保するための体制」を重要な視点として定めて、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めています。基本方針の概要及び運用状況は、以下のとおりです。

#### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

- ①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル(行動規範)を定め、役員及び従業員の行動や判断、評価についての基準となるべき原則を示し、全役員及び 全従業員に周知徹底しています。
  - 2) コンプライアンス管理規程に基づき、管理本部がコンプライアンスに関する事項を一元管理し、コンプライアンス体制の構築と推進及び管理を実践しています。
  - 3) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」を当社の総務部に設置し未然防止に努めています。また、情報提供者に対しては内部通報処理規程に基づき不利益な扱いを行わない等の保護をしています。
  - 4) 代表取締役社長直属の内部監査室を設けて、コンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査を年間計画に基づいて計画的に実施しています。
  - 5) 会社の重要な業務執行に関する事項は、月1回の定例取締役会及び臨時取締役会で決定しています。また、取締役会は、取締役の業務執行状況を監督しています。
  - 6) 監査役は取締役会で必要に応じ意見を述べ、また、取締役の職務執行状況に対し必要に応じて改善を助言しています。
  - 7) 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、介入等に対しては組織全体として断固とした 姿勢で対応していきます。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1)代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者に管理本部長を任命しています。
  - 2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「取締役の職務執行に関する文書管理規程」に定め、これにより文書または電磁的媒体に記録し保存・管理しています。
  - 3) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理活動における基本目的と行動指針を定めたリスク管理基本方針を全役員及び全従業員に周知徹底させています。
- 2) 取締役会で、リスク管理規程を制定し、重点管理リスクのリスク種類ごとの管理部署 及び緊急時の対応等を定めています。
- 3)管理本部は、全社的なリスク管理体制の構築と運用を行い、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理していきます。
- 4) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況の有効性及び適切性について監査を行っています。

#### ④財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 当社グループの財務報告の適正性を確保するために、「内部統制規程」「内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、内部統制の整備・運用を行い、有効性の評価を行っていきます。
- 2) 内部統制委員会の構築・運用チームが中心となり、当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備・運用を図っていきます。

#### ⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役が効率的に職務を執行するために、業務分掌及び職務権限に関する規程に基づき職務権限と担当業務を明確にしています。
- 2) 毎月開催される取締役会で、業績・業務執行のレビューを行い、経営目標の達成状況 及び課題等を把握することで、効率的な業務遂行を図っています。
- 3) 取締役会の監督機能と説明責任を強化するとともに審議の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置しています。当諮問委員会は、取締役等の選解任に関する事項及び報酬等について審議した内容を取締役会に対して答申し、取締役等の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性及び客観性を担保しています。
- 4)経営目標に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、意思決定の迅速化・ 効率化を図るため、経営会議で十分協議・検討した上で取締役会に付議いたします。

#### ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制 子会社の経営内容を的確に把握するために、当社が定める関係会社管理規程及び同規 程に基づく子会社運営細則により、当社に事前協議・報告する事項を定め適切に管理 しています。

当社の定例取締役会または経営会議で、子会社の代表取締役等から業務執行・財務 状況・その他重要な情報について定期的に報告を受けています。

2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に基づき各子会社は、リスク管理責任者を設置しリスク発生の防止、発見等に努めています。

各子会社は、損失の危険を把握した場合には速やかに当社のリスク管理委員会に報告することを定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理するリスク管理体制を構築しています。

3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、子会社の事業特性や規模等を考慮し、適正かつ効率的な運営を行うため に、当社グループの年度計画及び中期経営計画を策定しています。

子会社の管理責任者である当社の管理本部長は、子会社の代表取締役等から事業活動に関する重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項の報告を適時受け、その内容を検討し、必要があるときは助言を行い当社の取締役会に報告します。

4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

子会社運営細則に基づき各子会社は、当社のコンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル (行動規範)を全役員及び全従業員に周知徹底しています。

当社のコンプライアンス管理規程に基づき各子会社は、コンプライアンス担当責任 者を設置しコンプライアンスの推進及び教育指導等を実践しています。

当社の内部監査室が、コンプライアンス遵守状況を含めた子会社の監査を定期的に 実施しています。

- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 1) 監査役会から、監査役の職務を補助する使用人を要請された場合には、監査役会と協議して設置します。
  - 2) 取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事考課及び人事異動は監査役と協議して行います。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとします。

#### ⑧当社の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社監査役の要請に応じて、会社の事業状況及び内部統制システムの整備・運用状況の報告を行います。
- 2) 当社の内部監査室長は内部監査室が行った監査結果について、また、当社の総務部長は「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、当社の監査役に報告を行います。
- 3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい 損害を及ぼす恐れのある事実、重大なコンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告を行います。
- 4) 当社及び子会社は、当社の監査役への報告を行った者に対してこれを理由とする不利 益な取り扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、 監査役及び使用人に周知徹底します。

#### ⑨監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- 1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- 2) 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等について毎期予算を設けています。

#### ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役社長等で構成される経営会議のメンバーとの定期的な会合を持ち、意見交換及び意思の疎通を図ります。
- 2) 会計監査人と定例ミーティングを実施し情報交換を行っています。
- 3) 内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。 当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- ①内部統制システムの整備に関する基本方針の周知 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の趣旨、内容等について当社及び子会社 に説明を行い、当社グループ全体への周知を図っております。
- ②コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス基本方針及び随時更新しているコンプライアンスマニュアル(行動規範)をイントラネットに掲載し、全役員及び全従業員が常時閲覧可能な状態にしております。また、リスク管理室によるコンプライアンス関連コラムの全社発信やコンプライアンス連絡会議の開催等を定期的に行うことで、より一層の充実に努めるとともに、「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の設置による内部通報しやすい環境の整備も行っております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を2回開催し(2021年11月及び2022年5月)、全社的なコンプライアンスの運用状況と問題点の把握に努め、その結果を取締役会に報告しております。

#### ③リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、経営会議で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

#### ④グループ管理体制

毎月開催される経営会議で経営状況等の報告を受け、現況を把握・助言できる体制になっております。さらに、子会社の意思決定については、グループ経営における重要度に応じ、当社と事前協議を行う体制をとっております。また、当社の内部監査室が子会社の業務監査を定期的に実施しております。

#### ⑤監査役への報告体制

当社の内部監査室長は内部監査室が行った監査結果について、また、当社の総務部長は「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、当社の監査役に報告を行っております。

#### ⑥取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の更なる機能向上を図るため、2019年から全取締役を対象にアンケートを実施し、その集計結果から認識された課題及び今後に向けた取り組みについて取締役会にて議論し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。当事業年度は2022年8月に実施いたしました。その結果、当社の取締役会は概ね適切に運営されており、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。引き続き、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に実効性の評価を行い、必要な議論を進めてまいります。

#### ⑦新型コロナウイルス感染症対策

当社は、新型コロナウイルス感染症対策として、2020年3月に危機管理委員会を設置し、事業継続計画の一環として、感染リスクを避けるための勤務体制や、感染者が発生した場合の対応を検討し、対応マニュアルを策定・実施しております。また、ワクチンの職域接種を推進するとともに、感染拡大状況に応じて、その都度適切な行動をとるための指示を発出し、全役員及び全従業員に周知徹底しております。

(単位	:	百万円)
( <del>+</del> 1 <del>1</del> 1 <del>1</del> 1 <del>1</del> 1	•	<b>□</b> /// 1/

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	37,934	流動負債	31,430
現金及び預金	2,423	支払手形及び買掛金 短期借入金	5,225 13,093
受取手形及び売掛金	13,933	短期恒八並 1 年内返済予定の長期借入金	4,364
商品	15,660	リース債務	79
前渡金	169	未払法人税等	933
短期貸付金	4,953	賞与引当金 役員賞与引当金	791 29
その他	841	その他	6,911
貸倒引当金	△47	固定負債	62,420
		社債	30,000
固定資産	141,087	長期借入金	29,727
有形固定資産	94,837	リース債務	213
建物及び構築物	51,457	繰延税金負債 役員報酬BIP信託引当金	229 143
機械装置及び運搬具	8,139	退職給付に係る負債	979
土地	30,229	資産除去債務	91
リース資産	276	その他	1,035
建設仮勘定	3,924	負債合計	93,850
	•	純 資 産 の   株主資本	部 79,157
その他	809	資本金	14,303
無形固定資産	2,287	資本剰余金	14,399
のれん	72	利益剰余金	50,740
その他	2,215	自己株式	△286
投資その他の資産	43,961	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	4,647 3,988
投資有価証券	39,357	繰延ヘッジ損益	147
長期貸付金	4,661	為替換算調整勘定	605
その他	1,084	退職給付に係る調整累計額 非支配株主持分	△92 1,365
貸倒引当金	△1,141		85,170
資産合計	179,021	負債純資産合計	179,021

		(単位:百万円)
科 目	金	額
売上高		115,257
売上原価		102,672
売上総利益		12,584
販売費及び一般管理費		8,332
営業利益		4,252
営業外収益		
受取利息	529	
受取配当金	470	
為替差益	964	
雑収入	526	2,491
営業外費用		
支払利息	359	
固定資産除却損	211	
貸倒引当金繰入額	553	
デリバティブ評価損	422	
雑支出	197	1,743
経常利益		4,999
税金等調整前当期純利益		4,999
法人税、住民税及び事業税	1,554	
法人税等調整額	40	1,595
当期純利益		3,404
非支配株主に帰属する当期純利益		87
親会社株主に帰属する当期純利益		3,317

# 連結株主資本等変動計算書 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位:百万円)

		株	主資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,303	14,394	49,188	△336	77,550
会計方針の変更による累積 的影響額			△406		△406
会計方針の変更を反映した当 期首残高	14,303	14,394	48,782	△336	77,144
当期変動額					
剰余金の配当			△1,359		△1,359
親会社株主に帰属する当期純利益			3,317		3,317
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		5		50	55
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)					_
当期変動額合計	_	5	1,957	49	2,013
当期末残高	14,303	14,399	50,740	△286	79,157

(単位:百万円)

		その他	の包括利益	累計額			
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係 る調整累計額		非 支配株主持分	純資産合計
当期首残高	3,630	△65	199	86	3,850	1,167	82,568
会計方針の変更による累積 的影響額					_		△406
会計方針の変更を反映した当 期首残高	3,630	△65	199	86	3,850	1,167	82,162
当期変動額							
剰余金の配当					_		△1,359
親会社株主に帰属する当期純利益					_		3,317
自己株式の取得					_		△0
自己株式の処分					_		55
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	357	212	405	△178	796	198	995
当期変動額合計	357	212	405	△178	796	198	3,008
当期末残高	3,988	147	605	△92	4,647	1,365	85,170

(単位	:	百万円)	

	資	産	の	部	
科				金	額
流動資産					37,450
現金及び					2,251
受取手册					5
売掛金					13,619
商品					15,660
貯蔵品					84
前渡金	<b>上た云 廿</b> ロイ	*/ <b>-</b> /			227 35
関係会社 短期貸付		刊士			4,916
をの他	.) <u>277</u>				695
貸倒引当	会				△44
固定資産					137,004
有形固定	<b>官資産</b>				88,354
建物					44,783
構築物	_				1,767
機械製					7,138
車両週		W/++ -	,		296
	器具加	及び備品	<b>i</b>		477 29,717
土地 リーフ	7 答莊				29,717
建設が					3,924
無形固定					2,208
借地格					1,538
ソフト	- ウェフ	7			467
電話力					28
その他					174
投資その					46,441
	∮価証券 会社株式				38,348 3,544
関係z 出資会		.(			3,344 10
		5長期貸付	(全)		3
		期貸付			249
長期貨					4,408
破産更	<b>E生債</b> 権				34
	<b>竹払費</b> 月	Ħ			5
差入仍	. –				592
その代					385
貸倒引 <b>資産合計</b>	白金				△1,141 174.4EE
貝性口計					174,455

	自	倩	の		部	-	
科					<u>마</u> 수		夕百
					ΔZ		額
流動負債							29,883
買掛金	. ^						5,225
短期借	人金		^				11,900
		長期借入	金				4,207
リース信	責務						72
未払金	1 71/44						1,301
未払法。							924 2,251
未払費用	村						
前受金							4
預り金							106
賞与引き	当金、						790
役員賞-	ラ引当会	È					29
その他							3,069
固定負債							62,086
社債	1 ^						30,000
長期借入							29,575
リース信							202 271
繰延税金 退職給何	立見(見) サンレン	>					766
延報和1 役員報酬	T D I D I T I I I I I I	Ϭ ୵═≅ጚ₽∣╨	(全				143
位 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行			並				91
長期預り	ム原物 ル全						95
長期デリ	ノヅティ	ィブ色信	į				675
長期未担							263
負債合計	<u> </u>						91,969
34174111	純	資 産		の	部		.,
株主資本	4.0	<i>y</i> ,_					78,350
資本金							14,303
資本剰類	余余						14,399
	集備金						14,346
	也資本乗	制余金					52
利益剰類							49,933
利益	隼備金						1,004
	也利益乗						48,928
	宿記帳和						285
	金積立金						45,710
	或利益類	則余金					2,933
	<u>元</u>	<del>/-</del>					△286
評価・換算			5.				4,135
その他有			金				3,988
繰延へ		IÌ .					147 82,485
純資産合							
負債純資產	主口司						<u> 174,455</u>

(単	7	:	百万	円)

科		金	額
売上高			
商品売上高		85,157	
冷蔵庫収入		27,984	
その他事業収入		54	113,196
売上原価			
商品売上原価		79,050	
冷凍事業原価		22,001	
その他事業原価		6	101,058
売上総利益			12,138
販売費及び一般管理費			8,178
営業利益			3,959
営業外収益			
受取利息		529	
受取配当金		495	
為替差益		964	
雑収入		519	2,509
営業外費用			
支払利息		335	
固定資産除却損		210	
貸倒引当金繰入額		553	
デリバティブ評価損		422	
雑支出		192	1,712
経常利益			4,756
税引前当期純利益			4,756
法人税、住民税及び事業	業税	1,485	
法人税等調整額		40	1,526
当期純利益			3,229

(単位:百万円)

							\ I I—	· 🗆 / J   J /	
				主	資	本			
			マーニー			利益輔	川益剰余金		
			資本剰余金			その	金余		
	資本金	資本準備金	その他 資 剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金		別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	14,303	14,346	47	14,394	1,004	286	44,610	2,568	
会計方針の変更による 累積的影響額				_				△406	
会計方針の変更を反映し た当期首残高	14,303	14,346	47	14,394	1,004	286	44,610	2,161	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				_				△1,359	
当期純利益				_				3,229	
圧縮記帳積立金の取崩				_		△0		0	
別途積立金の積立				_			1,100	△1,100	
自己株式の取得				_					
自己株式の処分			5	5					
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)				_					
事業年度中の変動額合計			5	5		△0	1,100	771	
当期末残高	14,303	14,346	52	14,399	1,004	285	45,710	2,933	

				(単位:百万)					
	株主資本			評化	評価・換算差額等				
	利益剰余金 利益剰余金 計	自己株式	株主資本合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計		
当期首残高	48,469	△336	76,831	3,630	△65	3,565	80,396		
会計方針の変更による 累積的影響額	△406		△406				△406		
会計方針の変更を反映し た当期首残高	48,062	△336	76,424	3,630	△65	3,565	79,989		
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	△1,359		△1,359			_	△1,359		
当期純利益	3,229		3,229			_	3,229		
圧縮記帳積立金の取崩	_		_			_	_		
別途積立金の積立	_		_			_	_		
自己株式の取得	_	△0	△0			_	△0		
自己株式の処分	_	50	55			_	55		
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)	_		_	357	212	570	570		
事業年度中の変動額合計	1,870	49	1,925	357	212	570	2,495		
当期末残高	49,933	△286	78,350	3,988	147	4,135	82,485		

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

横浜冷凍株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 三澤幸之助

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 大 竹 貴 也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜冷凍株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討 する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、 単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

## 横浜冷凍株式会社

取締役会 御中

# 有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 三澤幸之助

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 大 竹 貴 也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法 人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその 他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手し たと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査計画書を策定し、監査の方針、監査業務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査計画、監査方針、監査業務の分担 等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の 整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染予防対策と して一部監査等にWEB会議システム等を活用しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 2022年11月25日

横浜冷凍株式会社 監査役会

常 茧	カ 監	査	役	(社外監査役)	井	上	啓	造	
常茧	力 監	査	役	(社外監査役)	林		修	$\equiv$	<b>(E)</b>
社夕	┡	査	役		棚	橋	栄	蔵	<b>(F)</b>
社夕	十監	査	役		宗	像	久	男	<b>(II)</b>

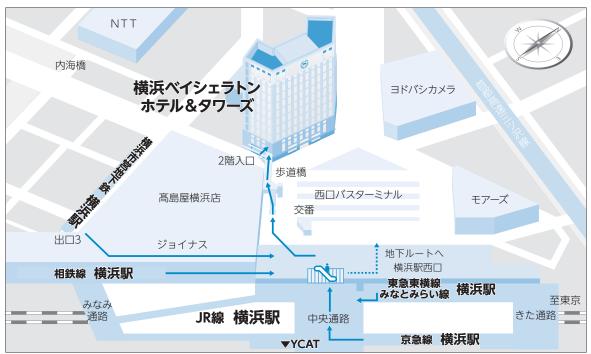
以上

## 株主総会会場ご案内図

## ■会 場

## 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ (5階) 「日輪」

横浜市西区北幸一丁目3番23号 電話:(045)411-1111(代表)



## ■交 通

JR·横浜市営地下鉄·私鉄各線

## 「横浜駅」

西口から徒歩約5分

## 地下ルートのご案内

ジョイナス (西口地下街) を通り、 「南6]出口方面へお越しいただくのが 便利です。



